



2022年5月27日

各位

会社名 株式会社コマースOneホールディングス
代表者名 代表取締役 岡本高彰
(コード番号 4496 東証グロース)
問合せ先 取締役兼管理本部長 田中耕一
(TEL. 03-5745-3888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられるため、変更案第15条第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第15条第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日

2022年6月28日（予定）

以上